

## 議案第36号

### 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
目次				第1章～第7章 略	第1章～第7章 略	
	第1章～第7章 略			第7章の2 就労選択支援 (第16条の2・第16条の3)		
		第8章～第13章 略			第8章～第13章 略	
附則				附則		
(基準)				(基準)		
第16条 略				第16条 略		
2 略				2 略		
3 自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。				3 自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。		
(1) 次に掲げる自立支援の区分に応じ、それぞれ次に定める				(1) 指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護		
者により提供されること。				事業者等により提供されること。		
ア 自立訓練（機能訓練） 指定通所介護事業者等、指定小規						
模多機能型居宅介護事業者等又は介護保険法第41条第1項本						
文の指定（通所リハビリテーションに係るものに限る。）を						
受けている者						

① 自立訓練（生活訓練） 指定通所介護事業者等又は指定

小規模多機能型居宅介護事業者等

(2) 略

4

## 第7章の2 就労選択支援

(基本方針)

第16条の2 就労選択支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法第5条第13項の主務省令で定める事項の整理（以下この条及び別表第6の2において「就労選択支援アセスメント」という。）を行い、又はこれに併せて、当該就労選択支援アセスメントの結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(基準)

第16条の3 就労選択支援に係る最低基準は、別表第6の2の中欄のとおりとする。

2 就労選択支援に係る指定基準は、別表第6の2の右欄のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、就労選択支援に係る最低基準及び指定基準は、就労選択支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基本方針)

第25条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を當むことができるように、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行

及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基本方針)

第25条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を當むことができよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第1（第6条関係）

区分	指定基準
個別支援計画	1・2 略 3 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、利用者及びその家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に作成した計画書を交付すること。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第1（第6条関係）

区分	指定基準
個別支援計画	1・2 略 3 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、作成した計画書を交付すること。

付すること	略
-------	---

別表第2（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
個別支援計画 略	1 略 2 個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業（以下この項において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。	1 略 2 個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）を行い、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。

別表第2（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
個別支援計画 略	1 略 2 個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業（以下この項において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。	1 略 2 個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）を行い、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。

3 アセスメントを行うときは、利用

者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。なお、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

4 略

者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。

4 略

別表第3 (第10条関係)

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。
	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
	(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(4) 理学療法士又は作業療法士
	(5)・(6) 略	(5)・(6) 略

別表第3 (第10条関係)

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。

	2・3 略		2・3 略	
	略		略	

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
個別支援計画	1～3 略 4 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、 <u>利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に作成した計画書を交付すること。</u> 略

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	1～3 略 4 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、 <u>利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に作成した計画書を交付すること。</u> 略

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
個別支援計画	1 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、 <u>作成した計画書を交付すること。</u> 略

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
個別支援計画	1 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、 <u>作成した計画書を交付すること。</u> 略

別表第6（第16条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)・(2) 略 (3) 理学療法士、 <u>作業療法士又は作業療法士</u>	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)・(2) 略 (3) 理学療法士又は <u>作業療法士</u>

別表第6（第16条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)・(2) 略 (3) 理学療法士、 <u>作業療法士又は作業療法士</u>	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)・(2) 略 (3) 理学療法士又は <u>作業療法士</u>

は言語聽覚士（自立訓練（機能訓練）に限る。）	(自立訓練（機能訓練）に限る。)
(4)～(6) 略	(4)～(6) 略
2・3 略	2・3 略
略	略

別表第6の2（第16条の3関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 管理者 (2) 就労選択支援員	2 管理者及び就労選択支援員は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。

設備	1 利用定員が10人以上であること。	
	2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。	
	(1) 訓練・作業室	
	(2) 相談室	
	(3) 洗面所	
	(4) 便所	
	(5) 多目的室	
	(6) その他運営上必要な設備	
サービス	3 前号の設備は、専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。	
	4 非常災害に際して必要な消防設備その他の設備を設けること。	
	利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合	1 正当な理由がなく、

の開始	合は、適當な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。	サービスの提供を拒まないこと。
	2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に對し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。	

- と。
- 
- (1) 事業  
の目的及  
び運営の  
方針
- (2) 従業  
者の職種、  
人數及び  
職務の内  
容
- (3) 営業  
日及び營  
業時間
- (4) 利用  
定員
- (5) サー  
ビスの内  
容並びに
-

利用者か  
ら受領す

る費用の  
種類及び

その額

(6) 事業  
の実施地  
域

(7) サー  
ビスの利  
用に当た  
つての留  
意事項

(8) 緊急、  
時等にお  
ける対応  
方法

(9) 非常

- 災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 従業者の勤務体制

	(13) その他のサービスの選択に資する重要な事項	
就労選択支援支アセスメントの実施	1 就労選択支援アセスメントを行うこと。ただし、障害者就業・生活支援センターその他の機関が就労選択支援アセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、当該同様の評価及び整理をもつて、就労選択支援アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、必要な	

協力を求めることができる。

- 2 就労選択支援アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供すること。

サービスの提供	1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者(虐待)の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。 2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。	1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。 2 利用者から食事の提
---------	--	---

- 3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないよう、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
- 4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。
- 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- 6 業務継続計画を策定し、当該業務

	<p>継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続統計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>7 就労選択支援アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターとの他の関係機関との連絡調整を行うこと。</p> <p>8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	
記録の作成	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項の中欄	サービスの提供の項の中欄

成 及び 保 存	第2号の記録その他の規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故への対応等の応	別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。

別表第7（第18条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1 利用定員が10人以上であること。 2～4 略	利用定員が20人以上（中山間地域において事業を行う事業所については、10人以上）であること。 2～4 略
略		

別表第7（第18条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1 利用定員が20人以上（中山間地域において事業を行う事業所については、10人以上）であること。 2～4 略	利用定員が20人以上（中山間地域において事業を行う事業所については、10人以上）であること。 2～4 略

別表第11（第26条関係）

別表第11（第26条関係）

区分	指定基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）にあっては、（3）に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を行う事業所（以下「日中サービス支援型事業所」という。）にあっては、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</p>	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行いう指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）にあっては、（3）に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行いう事業所（以下「日中サービス支援型事業所」という。）にあっては、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</p>
		略

(鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害者支援施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
			(基本方針)		
第3条 略			第3条 略		
2・3 略			2・3 略		
4 <u>障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿つて地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u>			4 <u>障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿つて地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u>		
5 <u>障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス</u>			5 <u>障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス</u>		

等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

別表（第5条関係）

区分	従業者	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のはか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練者を機能訓練指導員として置くことができる。	略 2 前号に定める従業者のはか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業療法士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	略

区分	従業者	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のはか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業療法士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	1 略 2 前号に定める従業者のはか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業療法士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	略

護を行 う場合	3 理学療法士、 <u>作業療 法士又は言語聴覚士</u>	
	1 略	2 理学療法士、 <u>作業療 法士又は言語聴覚士</u>
自立訓 練（機 能 訓 練）を 行う場 合	3 ~ 5 略	3 ~ 5 略
個 別 支 援 計 画	1 略	2 個別支援計画は、利用者の置か れている環境及び日常生活全般の状 況等を適正な方法により評価するこ とを通じて利用者の希望、生活上の 課題等を把握する作業（以下「アセ スメント」という。）の結果に基づ き、利用者の自己決定の尊重及び意 見を考慮する
護を行 う場合	3 理学療法士又は作業療 法士	3 理学療法士又は作業 療法士
自立訓 練（機 能 訓 練）を 行う場 合	1 略	2 理学療法士又は作業 療法士
個 別 支 援 計 画	1 略	2 個別支援計画は、利用者の置か れている環境及び日常生活全般の状 況等を適正な方法により評価するこ とを通じて利用者の希望、生活上の 課題等を把握する作業（以下「アセ スメント」という。）の結果に基づ き、利用者が自立した日常生活を営 むことを目指す

思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援の内容を検討したものとすること。この場合において、利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえること。

3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得ること。なお、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

むことができるように適切な支援の内容を検討したものとすること。

3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得ること。

4 略

略

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例目次の改正規定、第7章の次に1章を加える改正規定並びに別表第6の次に1表を加える改正規定は、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。